

風連町・名寄市合併協議会
第5回 基本項目等検討小委員会

日 時 平成16年7月15日(木)午後6時～

会 場 風連町役場

3階大会議室

1. 開 会

福光委員長：それでは、定刻になりましたので、第5回の基本項目等検討小委員会を始めたいと思います。大変ご苦労さまでございます。木賀委員が若干遅れるようでございますけれども、ただいまから当小委員会を始めたいと思います。

2. 委員長挨拶

福光委員長：これまで新市の名称あるいは事務所の位置などについては、継続して十分検討し合いながら議論していこうという意見が出て、そのまま今回まで持ち越しております。

しかし、この問題につきましても、これからも十分とそれぞれのご意見をお伺いしながら進めてまいりたいというふうに考えております。今、木賀委員が出席されましたので、全員そろったということで開会してまいりたいと思います。

3. 議 事

福光委員長：それでは、議事の協議事項の第1号、継続して協議を進めてきた課題についてでございますけれども、基本的協議項目のA-(3)の新市の名称、それからA-(4)の事務所の位置につきましては、先程も申し上げましたように十分皆様方の議論をいただきながら、じっくり検討し、話し合っていこうという申し合わせでございますが、改めて今日ここで皆様方でこのことについてご意見があれば発言していただきまして、B項目に入ってきたと考えておりますが、このA項目の新市の名称、事務所の位置について、何かご意見ございますか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：改めてここで協議をしないで、そのまま今後委ねるということで取扱ってよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

福光委員長：それでは、この問題についてはさまざまな他の項目とのかかわりや、或いはそれぞれ風連町、名寄市で議論をされたと思いますが、しかし前回の小委員会で名寄市側から、こういった理由で名寄市という名称に使わせていただきたいという申し入れがありました。

しかし、そのことについては、まだ風連町さん側から考え方を示されておられませんけれど

も、それらも含めて十分風連町さんの側でも検討、議論をいただいて、今後にそうした意見を出していただきたいということを、お願いをしておきたいと思います。

前回の第4回で若干入り口で議論をさせていただきましたけれども、しかし議会議員の定数及び任期の取扱いと、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、この2本につきまして、特に議会議員の問題につきましては、時間をかけるべきではないかという意見がございました。

しかし、第4回の小委員会から今日の第5回までに若干の日にちがありましたので、その間にそれぞれ風連町さん、或いは名寄市側の委員の中で、この問題について議論をされているのではないかと考えております。改めて皆様方のご意見をお伺いをしたいと考えておりますが、議会議員の身分の問題につきましては、なかなか議会選出の委員から口火を切ってということには、なりづらいのかと思いますので、できれば有識者委員の方から発言をいただいて、そのことについて議会から選出されている委員はどのように考えているのかということで、議論をお互いに出し合っただけならばと思っておりますので、是非、有識者委員から発言をいただきたいと思います。名寄市、或いは風連町どちらからでも構いませんけれども、委員からご発言をいただきたいと思いますが、発言ございませんか。

はい、山崎委員どうぞ。

山崎委員：名寄の山崎です。

まず、議員定数というか、議員さんの話ですけれども、特例部分からちょっと考えてみたいと思うのですが、私たちやっぱり市民というか自分たちの仲間内で話している中で特例、定数特例、在任特例とございますけれども、なかなか理解ができないというか、我々こうやって資料を見て2年以内とか、そういうところまで線引した中ではわかるのですけれども、一般の市民にはなかなかわかりづらい部分があるようで、そんなこと何ですする必要あるのという意見を、仲間内では聞いております。

そして、この合併というものの自体が公の利益を追求するためのものでありますので、委員1人、2人の違いによって、やはりお金にかかわってくることであり、その辺を考えると、まず特例が必要で、そこにまた多くの人数を配置しなければならなくて、それがどういうメリットが合併後に発生して、いいことにつながっていくのだろうというところは、やはり市民、住民にとって疑問なところなのだと思います。最近のお話、先進事例等々でも在任特例を使って合併されているところが多いようですけれども、そのことについても最近ちょっと違う、何かリコールがあったりとか、そればかりではないのしょうけれども、あるようにお話も聞いています。

ということは、最初はそれで行くと何かスムーズに行くのだろうということでしょうけれども、実際ふたをあけてみたら負担があったり、そんなことをする必要なかったねという話がやっぱり住民から出てきたのではないかなと思います。そういうこともこの合併の中でも起こり得る可能性はきっとあるだろうということを考えれば、できる限りその辺うまく住民

にも調整する必要もあるのかもしれないですけども、先を見据えて徐々にという部分もあると思います。やっぱりひとつ新しい市の形はこうなのだ、議会の形はこうなのだというものを確定させて、合併時にスタートさせていって、また今日、議員定数の資料もいただきましたけれども、やはりそれなりで我々のこれからでき上がる3万2,000程のまちに合った議員数でスタートできるのがベストではないかと考えます。

以上です。

福光委員長：今、山崎委員からは、特例についての疑義と申しますか、特例を使う必要があるのかというご意見でございましたけれど、他の委員の皆さん、発言ございませんか。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員：岡本でございます。

私も自分の身の回りの人、あるいは職場を共にする人たちを中心に、いろいろ市民の意見を聞くのですが、ほとんどというほど、なぜ特例を使わなければならないと、特例とは何ぞやということをしている質問されるわけです。私も余りよくわかりませんから、要するにある程度のものを持ってこなければ話が合わないから、国の方で出しているのだらうというような程度で説明するのですが、今ここに合併で言われていることは、要はいかに経費を少なくして、いい行政をやっていくかということであるから、金のかかる最大ものは人件費というようなことからいけば、全くもって特例の価値を認めないという人が多いわけです。私も同感でございます。やはりすかっと特例をなしにして頭から行けば、すんなり行くのではないのかと、そのように思います。

以上です。

福光委員長：岡本委員も山崎委員と同じように、合併と同時に選挙をすべきであって、在任特例を使うべきではないというご意見だろうと思いますが、定数及び任期の問題でございますので、在任特例にかかわることにつきましては、そういったようなご意見がありましたけれども、定数についてもご意見があれば出していただきたいと思っておりますけれども、発言ございませんか。風連町さんの方の委員の皆さん、いかがですか。

はい、林委員どうぞ。

林委員：林でございますけれども、ちょっと1点確認をさせていただきたいと思うのですが、今の特例ももちろんございますけれども、定数及び任期の絡みで結構私は、合併の期日というのも1つのポイントになってくるかなというような感じを持っているのですよ。

それで、今幹事長さんにちょっとお伺いしたいのですが、委員という立場と事務屋さんの最高責任者といいますが、そういう立場でおられるのですが、合併の期日を5

月だ7月だという時期は別としましても、ある時期に設定した場合に、それに対応が可能なかどうかの、その辺の見解というのを一応お聞きをしておきたいと思うのです。

福光委員長：合併の期日については18年3月31日までにと、この委員会で、或いは合併協議会でも確認済みですけれども、その18年3月31日以前に事務的な仕事が終わって合併できるかどうかというお尋ねでございますか。

それでは、今幹事長。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、まだ幹事会の中でもしっかりした見解は出しておりません。ただ、今までの議論経過の中で話し合われていることは、一番のポイントはやっぱりコンピューターのシステムの問題だろうと言われております。合併と同時に同じ仕組みで進むものと、合併から何年かたって一緒になるものと、これがあるものですから、このコンピューターの仕組みづくりをどう組み立てていくかが非常に大きなポイントになると思っております。

それで、庁舎がふたつに当然分かりますから、この間を結ぶ光ケーブルを引いたり、工事の部分もありますけれども、システムづくりがうまくいけば18年3月までと言っているものも思い切って前倒しできることが可能ではないかと思っております。今、事務局で検討しておりますのは、風連町さんの議会が9月の頭の任期でございますので、それとの絡みで本当に住民の方に迷惑をかけないでコンピューターがうまく動くかと、このことを盛んに協議をしているところでございまして、もう少し結論が出るまでお時間をいただきたいと思っております。

以上です。

福光委員長：よろしいですか。これまでも合併の期日について、いろいろと議論をしましてまいりましたけれど、その際に18年3月までかかるのか、17年3月に議決をして、そしてその後1年も必要なのかという意見も出た際に、コンピューターシステムや或いは事務事業の一元化の問題で1年ぐらいはかかるという答弁もこれまでありました。そういうことで、18年3月末日までにという委員会としての結論を出したと思うのですね。それが、早まるという可能性もないわけではありませんけれども、そのあたりのところはこれからもう少し今、幹事長が申し上げたように、事務事業一元化の煮詰め方も必要になってくるのだろうと。それによって、いつになるかということが明らかになってくるのだろうと思っておりますけれども、しかし当委員会としては18年3月31日までにという一応の目安を詰めておりますので、18年3月31日を目処としてというふうに考えていただければよろしいのではないかと思いますけれども、はい、林委員どうぞ。

林委員：ただ、やっぱり私どもこういった形でやっている以上、もちろん事務屋さんサ

イドの話もありますけれども、そのところは幾らかそれは参考にはさせていただくけれども、すべてそれということに私はならないと思うのです。やっぱりここは委員会として、きちっとした期日を打ち出して、逆にある程度の時期であれば、それに従っていただくということが私は必要でないかなという感じを持っているのですけれども、いかがなものでしょうか。

福光委員長：今、林委員から合併の期日の問題について、きちっと決めるべきではないかというご意見でございますけれども。

林委員：進め方として、いわゆる今のコンピューターシステムができなければ、すべて合併の期日がそれによって完全に縛られるという考え方はいかがなものかなということをお願いしたということです。

福光委員長：幹事長、そのあたりはいかがですか。

今幹事長：林委員のおっしゃるとおりだと、私は考えております。確かに事務局サイドで検討すると100%パーフェクトにやらなければ合併できないなという、期日を迎えられないなという考えもありますけれども、しかし一方では新しい市ができてから組み立てることもできる部分もあるのではないかと、その部分はどこなのだという判断が必要だと思っております。代表的な例として今コンピューターの例を申し上げました。それ以外のことにしましては新市の条例をつくる、これが非常に大きな仕事になりますし、もちろんそれに基づいて事務事業の一元化を図っていくということも大きな仕事になりますけれども、それらにつきましては今までも合併の先例の事例がございますから、そこを参考にしながら多少持ち込んでいいものは持ち込む覚悟を持つと。

問題はやっぱりコンピューターの、ひとつ狂うと大変でございますので、そのところをどういう判断をして、皆さん方にもご判断をいただくかということになると思いますので、林委員のおっしゃるとおり、事務局サイドばかりが100%OKと言ったときの合併というよりも、むしろこの委員会で期日を決めて、それに間に合わせるとということもひとつの方法かなと思っております。

福光委員長：はい、岡本委員。

岡本委員：岡本ですけれども、コンピューターは確かに違うシステムをとっていけば、それを合わせるには手間がかかることは、それはわかります。けれどもやりようなのですね。コンピューターを導入したときには、あっちの町村、こっちの町村、いろいろ議論をしてきたけれども、結局はそんなに大きな混乱なしに持っていけたのです。

ですから、この場合でも一番問題になるのは、個人の税負担にかかわってくる税関係のコ

ンピューター、或いは一般事務、戸籍謄本だとか移動だとかの、そういったものに分かれるだろうと思うのですけれども、そこら辺はそんなにびっくりするほどの差はないと思います。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、努力の次第ではできるはずです。

福光委員長：それぞれ岡本委員、或いは林委員から合併期日について3月31日以前にやれるものなら、一定程度この小委員会の決定で決められるという考え方では、もちろんそのとおりなのですけれども、しかし小委員会としては18年3月までに一応決めて協議会でも認めていただいておりますから、あとは、住民にどれだけ迷惑のかからないような形で、合併の期日を決めるのかと思うのですね。コンピューターやその他の不都合で住民に迷惑をかけるようなことがあってはならない、そういったことも考えながら私たち、この小委員会では最終的にはいつになるかということを決めていく必要があるのかと思いますけれども、いずれにしても今、幹事長からの答弁があったように、できるだけ努力をしていきたいというお話でございましたので、合併の期日についての事務的な問題については、それでご理解をいただきたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：それでは、引き続いて今、林委員からお話があったように、合併の期日によっては、そうした任期も変わってくるのではないかという思いを持って発言されたのかなと思うのですけれども、これまで在任特例を使うべきではないというご意見がございますけれども、そのほかに定数その他でご意見がございましたら発言をしていただきたいと思えます。

はい、斉藤委員。

斉藤委員：名寄の斉藤です。

今それぞれ発言がございましたけれども、本日の議題であります議員の定数及び任期の取扱いという点での論議であるのですが、議員特例を使わない、それについてはこういうわけでどうなのかと。振り返ってみますと、前は定数で一定の論議があったわけなのですけれども、特例の問題ですとか、或いはいつ選挙をやるのか、そういう基本的なことについては余り論議がなかったものですから、今何か出された意見が、特例をやめるべきなのだと、こういうふうなことは余り論議がなかったのに、急にそれが出てきたものですから、逆に私なんかは特例を使わないでこういうふうにしていくべきではないかというふうな意見をできればもう少し出していただいて、議員定数のあり方を今論議しているわけですから、ゆえに議員定数はどうであるとか、そういうふうな発言が必要ではないかなと、積極的な発言を私は望みたいと思えます。

それと、もうひとつは前回から論議しているのですが、私も今日は出てくるのではないかと考えていたのですが、議員定数の前に積み残しの議題があるのですよね。自治区の問題な

のですが、これについては30日に道の方で説明があると。それを受けて風連町さんの方ではいろいろ論議をして、こういうふうな形でいきたいという提起があるのではないかと私は思っていたのですが。

なぜかと言いますと、何のために合併するのだと。このそもそも論がなかなかはっきりしていないものですから、やっぱり市民と論議しても何のために合併して、何がメリットあるのか、デメリットがあるのかと、そういうふうなのが煮詰まっていなくて、私も前回の第2回の法定協でも言いましたけれども、早くまちづくりの計画なり方向、そして市民に町民に、こういう目的で合併したいのだと、これをやっぱり出すべきではないか、そういうふうな合意をどう委員会としても出すのかと。

ですから、本来、今日あたりは、委員長が改めて新市の名称、事務所の位置というふうなものはもっと後でいいのだと、そもそも議論を先にしようではないかと言っているにもかかわらず、これを改めて出してくると。

ですから、もう何か合併が先にありきで、問題はこの合併を国の財政危機の中で押し進めてきているわけですからそのまま受け入れると、絶対今までのようなまちづくりにはいかないよと、そういう問題がある中で協議し合って、やっぱりこういうふうな点で合意ができて、こういういい面があるぞと、ここは我慢しなければならないけれどもという、そういうのをはっきりした上で町民や市民に問題提起。ですから、やっぱりそれを言うのが8月の住民懇談会でそれができるのかと。

たまたま今回、風連町さんで住民懇談会をやって、そこで出された資料も見せていただいて、単独で行く場合のシミュレーションが出されておりますね。その内容を見たのですけれども、相当合理化をして、あるいは議員も職員も減らす、給与も下げると、そういうふうにして、単独で生き残る道もあるぞと、こういう提起されているわけですよ。ですから、それに行くのか、それとも合併することによって、こういういい面があるのだと思って私は見たのですけれども、それは見当たらなかったと。

そういうふうな中で何か両首長が決めて、そして法定協議会を立ち上げた。だから、何が何でも合併はするのだということで、住民の願いや思いを抜きにした論議ではいけないのではないかと、こういうふうには私は思うものですから、今日は本当はもう少し思っておりましたが、どうも一番大事なところ抜きで行くのではまずいと思って、あえてそういう発言をしたのですが、ご意見があれば率直に意見を出してもらって、忌憚のない論議ができればと思います。

福光委員長：今、斉藤委員から発言がありましたけれども、自治区の問題につきましては、新市建設計画の方の議論の経過も一定程度待たなければならないというか、或いは私どもの小委員会とつけ合わせをしなければならぬ問題も出てくるのだらうと思うので、あえて今日の協議事項の中にそうした協議項目を入れていないと思うのですね。

ただ、今、斉藤委員がおっしゃられることも確かに言われるとおりなところもございます

ので、各委員の皆さん方から斉藤委員の考え方に対してご意見があれば、或いはそれらを別として合併というひとつの目的に向かって進むために、一つひとつの問題をクリアしていかなければならないための協議なのだという考え方でおられるのであれば、またそうしたような発言もいただきたいと思いますけれども、どなたか発言をいただきたいと思いますが。

はい、岡本委員。

岡本委員：当然だと思います。

ただ、そのことをやらんがために、今こうやって何回も机を並べて議論しているのではないのでしょうか。住みやすい立派な街をつくり上げることができる、どういう街をつくるかということを議論するがために、身軽になってやろうというようなことが多分に含まれていると思うのです。ですから、斉藤さんが言うようなことをいきなり言われても、だれも言えないのではないですか。そういうような気がするのです。

ですから、やっぱりどういう身軽さになるのだと、そうして我々、風連、名寄の市民、町民が希望している街をどうつくっていくのだというようなことになっていくのだろうというふうに思います。

福光委員長：他に発言ございませんか。

はい、野本委員。

野本委員：風連の野本でございます。

今この時点で、これはもう既に法定協の中で具体的な議論に入っているわけですから、これはあえて言うすべもありませんけれども、当然、国の構造改革もさることながら、やはりだんだん人口の減少ですとか少子高齢化の問題も踏まえて、小規模自治体の宿命的なものから、合併をすることによっての可能性を、この話が整って合併した後の中でも、当然まだまだ現時点で想定でき得ない、いろいろな課題が出てくるのは、当然単独でいこうと、合併しよう、予想もし得ないようないろいろな課題が出てこようかと思いますけれども、まず名寄市さんも我が町についても、そういった地域を広げることによって新たな基礎自治体の構築ができるのではなからうかという、そういった思いも双方にあるからこそ同じ土俵の上上がっていると思うのですよ。

ですから、1回目から1、2、3と新市の名称や事務所の問題でも、なかなか折り合いが付きませんが、我が町も単独シミュレーションの議論も内部でしておりますけれども、これとても過般の小委員会でも今幹事長からも話がありましたように、よしんば合併に入っても新市では当然、行政全般におけるスリム化を断行しなければ生きていけないわけですから、そういったものは合併しようとしまいと単独で生きようと、それぞれの備えをしておかなければ、これも今後、会を重ねるごとにどんな事態が発生するかもしれませんし、当然そういった議論の積み重ねで道内でもいろいろな現象が出ておりますから、これは円滑な話し合い

が最後まで続くことを願いながら、我々も真剣に議論をしたいと思いますので、一応そういうスタンスに立たなければ、なかなか前へ進めないのではないかと思います。

福光委員長：確かに斉藤委員の...はい、どうぞ。

斉藤委員：斉藤ですが、ただいまのような発言で私も見ているのですが、それならばなぜ新市の名称に、率直に言わせていただければこだわられると。対等なのだから、この名前がどうしても必要なのだと。私は対等よりも合併をするために、こういう町名のために私たちは合併するのだと、だからそういう面でこういう名前をどうなのかというのだったら話はわかるのですが、そうではなくて、あくまでも対等合併なのだ。だから名前はこういうふうにしてもらいたいとかというような、町民の立場に立ったり市民の立場に立ったときに、果たしてそれが先行することなのかと、私はやっぱり逆に思うわけなのですよ。

ですから、そういう面であえて前段私が言ったのは、やっぱりそういうふうな一番大事なところよりも何か新市の名前あるいは場所の問題、そういうのでずっと時間とってきたのですよね。振り返ってみますと、その論議が本当に両市町の皆さん方にとっては本当にまるっきりプラスでなかったとは言いませんけれども、という危惧をするものですから、そういうスタンスがないと、どうしてもまたすぐ出てきてしまうと。いや、対等合併なのだから取り入れてもらわなければならないと、こういう論議では私は、この協議はいかがかなと、こういう気がするものですから、あえてしたので、私もやっぱり何ほか一歩でも二歩でもいい方向になるように願って参加しているわけですから、終わったとかどうかというのではなくて、逆にそういうふうなのが私としては気になりますよということを率直に言わせてもらったと、こういうことです。

福光委員長：はい、富永委員どうぞ。

富永委員：富永です。

最初に委員長が、いわゆる議員を除く一般学識者の意見をまず聞きたいと、特に議会議員の定数とか特例についての意見をという趣旨だったように思います。それに基づいて私もちょっとひとつの考え方を申し上げますと、先程から問題になっています議員の任期特例について、一般町民、一般市民の皆さんに多少説明不足といたしますか、誤解があると思うのですよ。

というのは、仮に一度選挙やりますと4年の任期がつきますよね。これを1回選挙省いて5年にしようとか6年にしようとかという特例ではないわけですよ。4年間の有効期限があるにもかかわらず、18年3月で合併という法律によって任期がちょん切られるので、その後の4年間の範囲内では任期があるわけですから、その部分を認めますよというふうに私は解釈しているわけですよ。ここら辺を十分聞く側に対して、4年が自動的に6年になるの

ではないのですよという説明をして、その特例がだめなのか、いいのかという議論に入らなければ、誤解されたまま何か議員は選挙1回省いて4年プラス2年、6年自動的に任期が延びるかのような誤解を受けた上での議論は、全くナンセンスな話だと思います。

もうひとつ、先程、合併期日の話がございましたが、風連町の場合は来年の9月に任期が切れますから、特例を使って選挙やらないで18年3月まで議員をそのまま現行定数を置いておくような特例でももじるのであれば、先程から私が言っているような、ちょっと理不尽な特例ということになるとは思うのですが、事実上それはないわけですよね。選挙をやるわけですね。

そうしますと、18年3月に合併をしたときには、風連町の議会議員に関しては定数の問題もリンクしますけれども、わずか何カ月間の間にもう一度、今度は正式に市議員となるべく選挙をやるということになります。このことの是非については議員がかわいそうだとか、いろいろ同情する考え方もあるでしょうし、その特例という問題を正確にちゃんと住民に伝えれば、私は何も変に誤解をされたりすることのないように私は思っていました。

ですから、ひとつの方法としては、統一選挙に合わせて名寄の市議員さんの任期に合わせてという方法もひとつかなと思いましたが、いろいろ考え方はありますけれども、どうしても特例が、一般町民にとってアレルギーだというのであれば、思い切って先程、今幹事長が言ったように、来年の9月、風連町の議会議員の選挙に合わせて合併を行ってしまうと。そうしますと、風連町議員は晴れて市議員になりますし、名寄の市議員さんにおいては定数の問題も含めてどうなるかわかりませんが、かなり1年数カ月早い選挙をやる。こうなれば、いわゆる任期の特例がどうのこうのという議論は全くないことになりそうですね。

ですから、そこら辺をちゃんと整理して議論されたらどうでしょうか。一人一人委員長、指名をさせていただいて、先程から言っている議員以外の意見を聞きたいと言っているわけですから、順番にでも何でも結構ですから、それが委員長の権限だと思いますから、ひとつ整理をしながら議論を進めていただきたいと思います。

福光委員長：わかりました。積極的な発言が出るまで少し待っていたのですが、富永委員と言われるように発言を求めるために、これからは指名させていただきたいと思いません。

これまで斉藤委員、野本委員からもいろいろと発言がありました。合併というものの全体的な問題というのもひとつありますけれども、しかしそれはいずれにしても合併協議会の中で合併に向けて法定協を立ち上げたわけですから、合併する目的で今、議論をしているわけで、是非こういった一つひとつの協議事項について議論をしていただきたいと思います、委員長としては考えております。遅々として進まないと思われるかもしれませんが、しかしこういったことを一つひとつ積み重ねていくことよっての結果、いいまちづくりに向けての合併ということになるのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

指名をという話がありましたけれども、恐れ入ります、中館委員の方からよろしく願いいたします。

中館委員：風連の中館でございます。

議員定数の件ですけれども、私、立場的には風連では行政検討委員会の委員長をやらせていただいています。そんなことで、この会議の内容を、その委員会の中で常時説明をして皆さんの意見を聞いています。

そんなことで、皆さんの特例の件は、風連の行政委員の方々はノーですね。特例はすべきでない。町民も要するに理解出来ない点があって、議員だけ何で特例をしなければならぬと、対等の立場でも早く合併するのだったら合併した時点でオープンにして、みんなが仲良くやる方法は、特例をすると名寄と風連のきずなができないという意見が多いです。

そういうことで、議員定数のことは論議はしていませんけれども、特例のことは逐次説明をして意見を聞いています。その中では、特例はしない方がいいのではないかと、強い意見が多いです。

以上です。

福光委員長：はい、西村委員どうぞ。

西村委員：西村です。

定数の問題については、前にあらかた26程度というようなことで話が進んでいたと思うのですよね。私もそれは理解できると思うのです。

それから、在任特例ですか。これについては法律をまともに見て、それからそのとおりによくやってくれば、ある程度僕は理解できると思うのですよね。なぜかと言いますと、これは例えば風連町は厳密に計算した場合、非常に少ない議員しか出ないというような場合、やっぱり町民の意見を代表してもらうためには、ある程度の方が残って意見を言ってもらった方が、これはいいのではないかと考えますけれども、これは町民に聞きますと、なかなか理解しがたい。

なぜ理解しがたいかと申しますと、いろいろ先進の事例を見ますと、これにまつわる不祥事と申しますか問題が起きて、あるいは議会の解散であるとか、いろいろな問題が起きていて、そういうことがマスコミで今派手に知らされるために、町民がアレルギーを起こしているというような状況でございますので、うちの町の一般の皆さん方の意見としては、在任特例は遠慮した方がよろしいのではないかと、こういう意見が多いように思っております。これは私も当然ではないかと考えているわけでございます。

それから、さっきいつ合併するかというような問題もありましたけれども、来年の9月ですか。風連町の議会の選挙があるというようなことで、みんなの意見もあらかたその辺で、合併ができるのなら、いろいろな準備ができるのなら、別にそれは何年も待つわけでない

ですから、半年ぐらいの繰り上げということになるのですね。

だから、それは私は大変いい考え方でないかなというふうに始終考えているわけなのですが、これも、これは私どもは大変素人で、いつも間違っただけばかり言っておりますので、まことに申しわけなく思っているのですけれども、素人だと思って、ひとつご勘弁願いたいと思います。

以上です。

福光委員長：ありがとうございます。

林委員、先程の発言では定数や在任特例の話がなかったのですけれども、そうしたところは。

林委員：私、先程ちょっとしつこかったかもしれませんが、今のコンピューター関係のことを言った背景に、私もこのごろ結構あちこちで町民の人方と会って話を聞くと、そんなに延ばしてみたって何年、先程西村さん言われたように、何年の話ではないのだろうと。せいぜい延ばして半年かそこの話だったら、何で思い切ってそこまで上げられないのだと。逆に風連の方はそれでうまくいくけれども、名寄の議員さん方は幾らか足切りの形になると思うのですけれども、結構そういう意見が。

そうすると、在任特例だ何だ言わなくて首長さんと一緒に一定選挙で、それこそ経費のこと例えば、議員の数の問題もあるけれども、1回選挙やるといっても莫大な金かかるはずで、恐らく今。そういうもろもろのことを考えると、そういう世界もあるのではないのかという話が結構あるのですよね。そんなことなものですから、先程ちょっとああいう形でお聞きしたのですけれども。

それと、私はそういう話をいろいろつまんでみたときに、今の定数の問題についても、もしそういう形になっていって、1期の間においては、いろいろなすり合わせの問題が出てくると思うのですよね。これは何ぼ事務的にやっても、いろいろなものが相当量残っていって、それぞれやっぱり代表の方がいろいろな意見のすり合わせをしながら決めていかなければならない部分が多いとしたら、或いは議員さんの定数も、あえて今回それにこだわらないで、若干の余裕を持つ考え方だって1期の間に関りですけれども、あるのではないのかなというような感じは僕は個人的には持っているのですけれども、以上です。

福光委員長：ということは、定数を26にこだわらないで、定数特例を使うということだっているのではないかということですね。

林委員：若干の法定定数を超える世界もあるのではないだろうかということですね。

福光委員長：はい、わかりました。

山崎委員、先程特例を使うべきでないのではというようなご意見がありましたけれども、斉藤委員からの発言で、しからば在任特例を使わないのであれば、ではそのほかのことについてはどうなのだというのと当然リンクすると思うのですけれども、そのあたりのところのご意見はございますか。

山崎委員：山崎です。

在任特例に関して反対というのは、それ以上何もございません。

それで、先程林委員さんからお話あった時期を決めてやるのか、これに合わせて時期を決めるのかという部分で、やはりある程度この公の利益を追求した中で、こういう形でいった方がいいのではないかというものに、その時期も合わせてもらうということは、僕も必要なことになってくるのではないかなと思います。それだけ追加いたします。

福光委員長：高橋委員どうぞ。

高橋委員：高橋です。

私たち女性、特に主婦というのは、こういう在任特例という、風連さんも広報の中でいろいろ書かれてあると思うのですけれども、なかなか理解できない部分というのが往々にしてありまして、やっぱりぱっと見てすぐ合併の意味がわかるというのは、今回議員定数とか任期の取扱いということになっていきますけれども、ふたつ合わせて3万ちょっとの人口になるわけですけれども、友達に話したりなんかすると、任期もですけれども、やっぱり3万そこそこの人口では今の特例を使っただけの26名というのは、ちょっと多いかなという方もいらっしゃると思います。

あるお友達は、合併というのは行政自体も整理整頓、ある程度機構も整理整頓してきちっと一本化するということも兼ねているのであれば、そこら辺も議員さんに申しわけないのですけれども、こういう話もありますよという私も代表、個人的にもそういう方向があるかなという気持ちもあります。

やっぱり在任特例というのは、ちょっと個人的には余りわからないのですけれども、ほかの風連さんの委員さんからも言われているとおり、余り長くしてもこれまたどうなのかなというのが個人的な意見です。

以上です。

福光委員長：ありがとうございました。

それでは、岡本委員、発言ありますか。

岡本委員：在任特例だとか、その他のいろいろな特例が出ていますけれども、これは長い政治の歴史の中での妥協の産物だと思うのです。それはもう賢明な風連町の議員の皆さん、それから名寄市の議員の皆さんも、そんなこと百も承知ですから、決して4年ある任期が3年になる、あるいは2年になって、1年分、2年分損するとか得したとかというようなけちな気持ちは絶対ないだろうと思うのです。

そういったことは心配ないかと、そのように考えています。

木賀委員：木賀です。

在任特例と定数の問題の議論ですけれども、先程富永さんの言われた特例の意味については、誤解かどうかは別にして、特例というのには、その意味に一般的に私はお手盛りという感じを市民が持ってしまうと。確かに風連の方、来年の9月で選挙して3月にもし特例使ったという、何かお手盛りしてやったのでないかという印象になるかもしれませんけれども、そこら辺は確かに富永さんの言われるとおり、それはお手盛りかどうかは、よく考えなければならない問題かなと思いますから、特例の意味のもうちょっと理解を深める必要はあるかなという感じは持っています。

それと、定数問題、それは定数が決まれば風連と名寄がどうなるのだというような問題もちろん出るのでしょうかけれども、名寄が次回ですか、18名ということは今考えて、ほぼ決めているということからいきますと、議員1人当たり、では幾らが適正かということ、これは大きな街に行けば行くほど、どんどんどんどん増えていくといいますが、もう当たり前の話ですけれども、算数で割って決められる問題ではないですけれども、2万6,000ちょっと、18名と名寄の議員さんたちが判断したというのは1,450人ぐらいという、割り返してしまうとそうになってしまうのですよね。

でも今回は合併をして、合理化をして、行政改革しようと言っているのだから、私はもっと厳しくなってもいいのかなという感じは持っています。その案分をどうするのかというのは定数問題の割り振りですから、それは倍率が国会議員も倍率があるわけですから、そこら辺の倍率の問題はお互いの話し合いなのだろうと思います。

そして、1回目が何人だから、それでずっと行くということでもないのかと。それこそ2回目からまた変更ということだってあるのだから、余り厳しく考えることはないけれども、やっぱり減るという印象を持ってもらうことが市民感情としては期待していることではないのかと、やっぱり合理化しよう、行政改革しようというために合併をしているのだから、それなりの成果の出た議員定数という問題が、ある程度市民はやはり期待しているのではないかと、それが説得力が逆にあるのではないかという気をしております。

福光委員長：それぞれ有識者委員の皆様方から発言をいただきました。在任特例についてはかなり厳しいご意見。しかし、定数については、木賀委員は当然26という上限を使うべきでないというようなニュアンスの発言でございましたけれども、他の委員については2

6という一定程度の数字的なものについては発言がありましたけれども、さて、これから、では議会選出の委員から発言をしていただいて、有識者委員がそういうふうにかけているのだけれども現実にはどうなのかと、議会の立場からどうなのかというような考え方を示していただいて、議論をしていただければと思っております。

先程、林委員から、いわゆる選挙にかかる費用についての問題がありましたけれども、単独選挙をやると恐らく単費持ち出しがあるだろうと思うのですね。それは統一地方選挙よりも余計に単費の持ち出しというのがあるのではないかというふうに、私は考えております。

ですから、そのあたりのところもお考えをいただければと思っておりますけれども、後ほど幹事長からもお話をいただきたいと思いますが、まず議会選出の委員の皆さん。

ちょっと皆様方のお手元に配付しております資料ですけれども議員数調、これについてちょっと若干訂正がございます。ずっと下の方に来て、風連町の議員の数が18となっておりますけれども、これを16に訂正してください。

では、事務局どうぞ。

中西事務局次長：事務局の中西ですが、お配りいたしました資料に間違いがございました。大変申しわけございません。次のように訂正をお願いいたします。

中段のところになります。名寄市と風連町のそれぞれの人口と議員数を載せておりますが、その中の風連町の議員数18と記載がございますが、16名でございます。

したがって、その右の議員1人当たりの人口になりますが、341という数字になります。合計につきましては38という数字になります。議員一人当たりの人口は852と訂正をいただきたいと思います。大変どうも申しわけございませんでした。

福光委員長：この資料を改めて正しく印刷したものを、次の委員会のときにまたお配りするというので、お許しをいただきたいと思います。

ついでですから、ちょっと資料の説明してください。いいですか。

中西事務局次長：前回ご質問がございまして、次回までに資料として提出するように言われた部分でございまして、道内に34市ございますけれども、私どもと同じように人口5万人未満、定数26の市について、どのぐらいの議員の方が今現在いらっしゃるかということで資料を作成しております。これで18市ございますけれども、一番少ない歌志内市などを加えますと平均値がかなりずれてしまいますので、人口2万人以上4万人未満のこの星印をつけたところの合計を入れまして、それで議員数の平均値を出しております、同規模の平均ということで米印で21.18と、この様なことで資料を作成しております。

福光委員長：ご理解いただけますね。

それでは、先程申し上げましたように、議会選出の委員の方々からご意見を求めたいと思いますが、まず名寄の委員の方から発言ございますか。

はい、どうぞ黒井委員。

黒井委員：名寄の黒井です。

議員の立場で定数及び特認のというのは、非常に発言しづらい項目ですけれども、一般の有識者の方から特認については、かなり理解がしがたいというふうなお話がございます。私も説明不足もあるかと思うのですけれども、それはそのとおりだろうと思います。ですから、これについては我々は特に在任の特例を望むという意見はありません。

ただ、この合併の期日については、18年3月というひとつの目標を持って事務的にも、或いは我々基本項目の検討をする中にも、やっぱりきちっと項目の基本的なことを協議しなければならないので、ある期日に合わせてやるというのは、ちょっと無理があるのではないかなというふうな気がしますので、ここはもう少し議論をしながら、経過を見ながらやって、在任特例と絡める必要はないのではないかなという思いがしています。

あと、定数のことについてですけれども、今、資料の説明いただきました。同規模で21・18というふうなことでございますので、この法定協の中で、ある程度の同意あるいはそういった項目を煮詰めるのであれば、当初からこの類似の規模の定数を使ってやった方がいいのではないのかと。1期の後に減らすというよりも、それできちっと構えてやった方がいいのではないかなという思いでございます。

ですから、名寄市のといたしますか、新市の規模でいくと22ぐらいが適当な議員定数かなという私の意見ですけれども、そんなような気がします。

以上です。

福光委員長：他には。斉藤委員、発言ありませんか。

斉藤委員：名寄の斉藤ですが、ひとつはやはり合併協議の進行状況と住民への理解を求めていくと、そういう作業が並行して住民の合意を得ていく必要があると、そういうふうに思いますと、来年の9月の風連町さんの選挙に合わせて、そこに合併の期日を何が何でも合わすというふうな固定した進み方ではなくて、やはり事務作業或いは住民合意の進行と、こういうふうなものには十分時間をとっていく必要があるのではなかろうかと、こういうふうなことにひとつは考えます。

それからもう一つは、定数の問題であります。私は前回26というふうに言ったのは、やはり短い期間での、一定合意はとるとはいえ短い期間で合併していくのだとしたならば、できるだけ多くの町民・市民の意見、願いを反映させる上で、一定の議員数は必要ではないのかと、こういうふうな考えまして、ひとつの最大限の26という定数の枠内でと、こうい

うひとつの提起をしたわけですが、今日出された資料を見てみますと、おおむね合併しますと3万2,000とこうなるのですが、おおむね22となっておりますね。やはりそういうふうな数字も視野に入れて論議が必要だなと思うわけです。

それと3点目は、やはりそのときに両首長の合意、法定協に入る上での合意であります選挙区を特例として設けていくといいますが、選挙区制度をとって風連町さんに選挙区を、名寄市に選挙区をと、こういうやり方がどうなのかと。やはり場合によってはひとつの区で思い切った選挙をやっていくと、そういう形で逆に両町市民がそういう選挙を通じて、合併の問題について認識を深めていくなんていうこともあり得るのかなと、こういうふうなこともあるものですから、合わせて風連町の選挙区。選挙区は何名ずつというふうになるのか、こういう総体的なことも視野に入れた検討が必要か考えております。

福光委員長：高見委員どうぞ。

高見委員：それでは、議会選出の委員ということでなく、一委員として発言をさせていただきたいと思います。名寄の高見です。

先程来からちょっとお話がありました件で、私も感じる部分を率直に申し上げさせていただきたいと思います。

ひとつには、この定数問題とも大きく絡まってくると思うのでありますけれども、私たちがこの合併問題を議論するとき、新しい自治組織、自治体をどうつくるかと、こういう議論を何回か議論をされてきたと思うのですよね。

ですから、これはなかなか難しい話で、先程、斉藤委員あるいは岡本委員からも、そうは言ってもとか、いやいや、こうだといろいろな意見がございましたけれども、私はそうですね、しっかりとした方向づけができないにしても、やっぱり一定の方向づけを持って議論をしていかなければならないのではないかと思うのです。それは新しい自治体をつかって、そして住民参加をより一層促進をさせていくのだと、こういう共通認識をお互いに持っていたと思うのですよ。これまでもそういうまちづくりを進めてきたことは事実でありますけれども、より一層行政と住民がパートナーシップをとって協働のまちづくりを進めると、こういう視点に立って私は自治組織をしっかりと設けて、そして住民の声を行政に反映をさせていこうと、或いは行政と住民が一体となってまちづくりを進めていこう。

そのためには、これだけ合併をして広大になっていった地域の中に、一極集中だとか、或いは二極、分極でもいいのでありますけれども、さらに住民の声が反映しやすいシステムと、いか組織をどうつくるか、こういう議論が僕はやっぱりひとつなければならないと思う。そのために自治組織を設けて、住民の声をしっかりと反映をさせていこうと、ここまでは私は意見が一致できると思うのですよね。それは法人格を持った自治組織であるか、或いは地方自治法に基づく自治組織であるかは問わなくて、そういう視点をしっかり持てば私はひとつのものが、できるのではないかと思うのです。そういうものをつくり上げたとすれば、

議員定数というのは従来の感覚の議員定数でいいのかなのか。

私は率直に言って、地域住民の声が行政にしっかりと反映される形、システムをつくって
いけば、議員定数が法定数に基づいた26だとかという議論でなくてもいいのではないのか
と。当然議員定数は一定程度、行政改革あるいはいろいろな視点から持ったときに、議員も
自ら、議員定数の削減を求めるぐらいの気概を持って、新しいまちづくりを進めていくと。
議員の数が少ないから住民の声が届かないのかということ、必ずしもそうではなくて、それを
補完する今お話を申し上げた地域振興のどういう名前がつくか、協議会になるか審議会にな
るかわかりませんが、そういうものをしっかりと立ち上げていくことによって、補完を
しっかりできるだろうと。

もちろん議会が持っている地方自治法に基づく96条の議決権というのは、これはこれで
議会の権能としてしっかり持つべきですけれども、ここの議論が僕はまるっきりなくて、単
なる議員定数をどうする、地域の声が反映されないから議員定数はもっと最大限使うべきだ、
使うべきでないという議論だけでは、私はちょっと寂しい議論になっていくのではないのか
なというふうに率直に思うところでありまして、したがって、今ここで地域自治組織をどう
いう形でどう持てということまで私は求めませんけれども、共通認識として地域審議会が
地域の声をしっかり行政に反映する役割を持つと、こういう認識を私はお互いに持ち合え
ばいいのではないのかと。そのために自治体基本条例をつくるまで議論になっているわけで
ありますから、そういうお互いの認識を持ち合おうと、私は議員定数のあり方というのも必然
的に変わってくるのではないのかというふうに思っております、結論から申し上げます、私
はそういう前提に立つと法定数の26の議員数というのはいかなるものかというふうに思
いまして、資料で出していただいた部分で、名寄市と風連町が合併して新たな形が3万2、
3千の自治体になるわけでありまして、そういう面では、そういうスタートの時点からき
ちっと整理をしていくべきだと。

話にありましたように、名寄と風連の小選挙区の割合はどうするのかというのは、これは
お互いの審議に基づいて案分をすることについては、十分お互いが度量を持って議論をして
いく必要があるというふうに考えておりますので、生意気な言い方になりますけれども、自
治体職員に対しても、或いは住民に対しても合併後の負担を求めるわけでありまして、議
会の側も最大限自ら求めるのが当然のこととして受けとめるべきだと考えております。

福光委員長：それぞれ今、名寄市の議会選出委員の方から、定数については上限の26
を使うべきでないという意見が大半だったと思いますけれども、さて風連町さんの方の委員
からの発言を求めたいと思いますけれども、指名させていただきますね。佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。

定数については前回、大変僭越だったのですが26というふうに言わせていただいでいま
すので、これは私個人の意見ばかりではないというような認識も持っておりますので、まず

確認をしておきます。

理由については、やはり多いか少ないか、賛否両論あるところですが、より多くの声が、より多くの声を反映するというふうに私は確信をしておりますので、法定の26でよろしいというふうに思っております。

それから、もうひとつ経費のことと、時期ともかかわるのですが、首長と議会は同時選挙であるべきだとも思っております。

以上です。

福光委員長：中野委員どうぞ。

中野委員：中野です。

まず特例の部分なのですが、それぞれ住民の意見は私なりには聞いてはいますけれども、やはり特例については使う必要がないのではないかと、原則で行くべきだと私自身も考えているところでございます。

しかしながら、9月1日というお話があったわけなのですが、それはあくまでもうちの改選期に合わせたというような形でございますので、もしそういった形をとりますと、これは名寄の方からも多少は何かが出てくるのではないかなという気をしない訳でもないですので、この9月という部分については、やはり住民への合併というものに対してのその後の周知、また事務事業の一元化等でそれぞれありますので、協議会の中でも3月31日を最終期限というふうにしていますので、これが6カ月前というふうになりますと、余りにも確認事項とちょっとかけ離れているのではないかなという気がしますので、あくまでもうち風連町の選挙にこだわるというのは、私は好ましくないと考えております。

あと、定数の部分については名寄の高見さんから言われたのですが、高見さんの本来の自治の形という中での考え方は十二分に理解をすることでございますけれども、やはりこれだけ人口に差があるというときには、どうしても小さい町としては、将来的な姿としては十二分に理解するところですが、住民の不安というものも当然、なかなか合併と同時にぬぐい去るということは、非常に私自身としては難しい部分であるというふうに考えていますので、やはり一定の期間の中でそういった形を、新しい姿を徐々につくり上げていくというような形の中では、定数については26というような形をとっていくべきだというふうに私個人的には考えております。以上でございます。

福光委員長：副委員長、発言ありますか。

木戸口副委員長：風連の木戸口です。

風連の議員の方からも意見が出たわけですが、そんなに私も変わることはないのですが、在任特例につきましては、一般の住民からもなかなか理解が得られないとい

う部分もありますので、特例は使わなくてもよいのかなと。

また、風連の特別委員会の中でも体制的に特例は使うべきではないという意見も多いように見受けております。

あと、定数につきましては、前回も私も26というお話をさせていただきました。それで、確かに議員が自らこうした削減にというお話しも出ましたけれども、全体的に今16人と22人という中で、合併することによって、それなりの今までの、一緒になることによって、やはり自然とそういう削減がなされる、そういった部分では、コストの削減に議員も十分にそういう中で努めているという、逆に言えば、職員の場合は合併してもなかなか削減効果ができないという部分から言えば、まだ議員の中では、そういった削減効果は26でも私は出ると考えておりますし、先程、風連の議員の方からも、小さい町村が合併することによっていろいろな考え方も、自治が確立されれば本当にそれはもう十分なことですけれども、しかしながら、やっぱりそういった大きなものにのまれるという不安の中では、やはり多少なり的人数でそういった自治をつくり上げるまでは、私は定数は26でいいかと思えます。

それと、合併の期日ですけれども、もちろん住民合意、理解がされれば私はいいと思えます。しかしながら近隣で土別の法定協議会、この名寄、風連との協議会のあとから法定協議会に移行しております。そうした中で正式ではないですけれども、新聞紙上等で見ますと、土別は9月1日にできればしたいというお話を聞いております。

だからというか、そういったことから考えると、早急に住民の理解を得て云々ももちろんありますけれども、事務的な処理から考えても近隣でそういったことをやって進もうとしている、そういった意味もやはりコストの削減等にもなると思えますので、私は早ければ早く、そういったものを進めるべきと考えております。

以上です。

福光委員長：それぞれ...、ごめんなさい、野本委員。失礼いたしました。

野本委員：野本でございますが、基本的には同じなのですが、任期については今それぞれ学識経験の委員の皆さん方がおっしゃることに、基本的には考え方は同じです。

ただし、この議員定数の問題、いろいろ議論があるところなのですが、やはり先程も我が町の場合、あえて合併特例区の設置を基本的な考え方として全面に出したというそういった、全く人口規模に関係なく既存の自治体をひとつに結びつける非常に重要な段階の折りの中で、今この資料でありましたように道内の議員数、これも基本的にはそうなのでしょうけれども、いろいろ最初に整理整頓しなければならぬいろいろな諸問題もありますし、そういった面でやはり定数については26が望ましいのではないかと。それぞれ今後、細かい議論を重ねたいと思えますけれども、私はそんな感じでおります。

福光委員長：はい、ありがとうございます。

それぞれ有識者委員あるいは議会選出の委員の方々からご発言をいただいて、それぞれの考え方が示されたわけですが、今日それぞれの意見をひとつにまとめるということについてはできない相談でございますので、次回以降に結論は委ねることにさせていただきますが、定数の問題と、それから選挙区の問題、それから在任特例、これは非常に絡み合った問題だと思っております。

先程、富永委員から発言があったように、在任特例を使うことが悪だという考え方ではないのではないかと思います。先程来から、いわゆる26という数字については、小さい自治体側の一定程度の発言を確保するためには最大限の定数を使ってというお話がありましたけれども、そういったことをもし望むのであれば、在任特例を使って現有議員数をもって1年なり、18年3月に合併したとすれば、1年間の特例を使って、その間にしっかりとそれぞれの定数で議会を構成するという方法もひとつあるのではないのかと、そういう意見の確保といいますか、そういうことができるのではないかと思いますけれども、しかし26という数字、それから22という数字を出しながら、これからさらに議論を進めていってほしいと思います。

今、議会選出の委員から発言があったことについて、何か発言がそのほかの委員から発言があれば、まずどうぞ。林委員どうぞ。

林委員：先程から聞いておりますと、3月末というのは最終期限ということでやっているはずで、3月31日云々という話は一切ないですよ。それだけ確認しておかないと。

だから、確認事項に戻るということに私は全然ならないと思うのですよ、9月1日にしても。いかがなものでしょうか。

福光委員長：確認事項に戻るとは申し上げておりませんね。

林委員：最終期限を3月末ということで話し合った、私は中身だというふうに感じております。

以上です。

福光委員長：林委員がおっしゃられるように、最終確認は3月31日までにということですから、それが早まることについてはいささかの問題もありませんし、ただそのことができるかどうかというのは、それは事務的な手続の問題ですから。

そのほかに発言。はい、高見委員どうぞ。

高見委員：申しわけありません。名寄の高見ですが、定数議論の中で私はあえて

何人ということは言わなかったのですけれども、例えば22であれ24であれ26であれ、総枠は今決めて、名寄と風連とで旧自治体ごとの選挙区制度を設けるということは前提に立っているわけ。ここをどう案分するかという問題というのは、名寄と風連さんの話だと思うのですよ。これからの話だと思うのです。

ですから、26だったら小規模自体が云々という話というのは、ちょっと僕は理解できないわけ。例えば24であれ22であれ26であれいいんですけれども、私は26はちょっといかなものだと、この議員調べ見ても。

ただ、例えば24でも22でもいいんですけれども、そういう中で名寄と風連との、それでは人口比の案分は、名寄がもうちょっと大人になって風連町さんに多くなるのか、人口比だけで行くということではなくて、整理をするのかどうなのかというのは、これはこれからの議論だと思うのですよ。

ですから、総枠定数をどうするかという問題は、もっと私はそういう小規模自治体に配慮があるとかないとかという、私はそういう認識全然持っていないものですから、そこら辺がちょっと真意がどうなのか、もしご発言あればお願いをしたいのが1点。

もう1点は、私、幹事長の方にお尋ねをしたいのですけれども、18年3月までというのは、もう林委員さんのおっしゃるとおり、私もそう。17年3月までに知事申請をして7項目ぐらいで対極的な押さえで、7項目がちょっとあれですけれども、対極的な部分でよくて、それ以降、最初の話では1年ぐらいかかるのではないかという議論だったんです。僕はもっと縮まるはずだなというふうに、それは思っていました。

しかし、いろいろなものがあるのではないかというふうに感じていたわけでありますけれども、コンピューターの問題というのは、議論が進めばコンピューターというのはもう機械で勝負することになる。ところが、協議会の基本的な議論から、事務的な例えばですけれども、使用料あるいは補助金、負担金の問題だとか、あるいは施策の問題での統一化の問題が本当にそこまで進むのかどうなのかと。それに基づいて、例えば国保税ひとつにとってもそうですし、いろいろな税の違い、仕組みがあるわけですから、コンピューター入力よりもそういうものが統一化できるかどうかと、それはまさに協議会の議論にかかっているのではないのか、そういう議論が実はしっかりとこの協議会の中で期日まで議論がし切れるかどうかという、そういうところにもっとウエイトを置いていかなければ、したがって、9月なら9月にやっていくとすると、もっとスピードアップをして、この入り口議論から、もうさらにどんどんどんどん進めていかなければ間に合わないぞと、こういうことではないかと私は思うのでありまして、事務局で言いづらいからコンピューターということに総称して言ったのかもしれないけれども、私の認識はそこら辺違うかどうか、幹事長、話があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

福光委員長：初めに、佐藤委員どうぞ。

佐藤委員：風連の佐藤です。

私の考え方は、この資料にとらわれてはまずいというふうに、まず申し上げます。というのは、ここにある資料は既存の市でございますので、今、私たちが協議をして目指しているのは新しい新市でございますので、大変釈迦に説法ということで恐れ入ります。目指すはやはり従来だれしもが言われているソフトランニングであるべきだと。

ですから、最終的にはこの数字に限りなく近づいていくべきでしょうし、さらに少なくともよるしいのかもしれない。それは住民がいろいろな形で声を反映しますし、それから議員の質も当然求められるわけですから、数だけでは云々できないのはもちろんでございます。

しかし、今現在の新しい市を目指す中において一挙にここまで行くことについては、住民の不安、或いは新しい、やっぱり1人より2人と、3人寄れば文殊の知恵という言葉もありますので、これは理屈ではなくて素朴な住民の思いとして、やはり急激な削減はいかがなものかというようなことを私はこの場で述べさせていただきます。

以上です。

福光委員長：では、幹事長。

今幹事長：それでは、時期の問題に関係しましてお話がございました。幹事長の今ですけれども、先程私が17年9月という線も風連町の議会議員の選挙との関係でもあり得ると、こういうような発言をさせていただきまして、先程お話がありましたとおり土別、朝日の合併も9月1日を最終期限とすると、こういうような表現になっております。

そこで、これらを参考にしまして、私どもも通常の行おうとしている事務事業の一元化の問題とコンピューターの関係については、どういうふうになっているのかというのが非常に関心事です。それで、コンピューターは基幹系と言われております住民登録を中心とするもの、あとは税の関係、それから介護保険の関係、各種使用料の関係、これらがすべてコンピューター処理をされておりますので、その中でも特に合併時に一緒になれるものというのがあります。もう即一緒になれるもの。それから税の関係、それから使用料等の関係については、予測でありますけれども、すぐは一緒になれない部分となれる部分と両方出てくるだろうと。

そうすると、システムもふたつに作っていかねばならないと、こういうふうになりますので、そのリスクと言うと語弊がありますがけれども、その期限はどこまで見通すことができるのだというのが、ちょっと今つかみ切れないというのが実態でございます。恐らく合併時に全部一致するよということになると、非常に割り切りが早くて、これは行けると思いますがけれども、恐らく複数にわたって3年なり5年かかって一元化していくものが出てくるだろうというときに、どんな組み立てをしていったらいいのだろうかということがひとつ私ども今、非常に悩ましく思っております。

そこで、この協議会との協議の関係でありますけれども、17年3月までの議決までには、ほとんどそれらが協議をされるだろうと、こういうふうに踏んでおります。細かいところ、例えば専門部会で判断できるものは専門部会で判断してもらおう。そして判断結果をこの小委員会に上げて最終判断をしてもらおうと、こういうようなことになると思いますので、それらを進めていきますと、17年3月までの協議結果というのは、ほとんどその辺は明らかになると。17年3月の議決から、それではどのくらいかかったら違った部分と一致できる部分を処理できるのかというようなことで、今協議をしております。

ただ、先程もちょっと言いましたように、土別市さんと朝日さんの合併の問題を私ども参考にさせていただくために勉強させていただきました。そうすると土別市でも9月1日の合併では当然間に合わない部分が出てきますと。間に合わない部分が出てきますけれども、9月1日を最終期限としてやりますと。間に合わなかったら間に合わなかったような仕組みを考えますと、こういうようなことでお話をいただいております、先程、林委員さんからあったご意見はそういうことだなというふうに受けとめておりますので、その間に合わなかった部分の仕組みをどういうふうにつくるのかというのが、これからちょっと検討課題にしなければなりませんので時間をくださいと、こういうふうに申し上げておりますので、ご理解いただきたいと思います。

福光委員長：今の幹事長の発言で、ちょっとお尋ねをしたいのですけれども、土別と朝日町、それから名寄市と風連町ということで言えば、若干規模が違うだろうと思うのですね。朝日は2,000ぐらいですか。

それで、いわゆる事務一元化或いはそれぞれの課題を1本にするために、例えば土別市に全部倣うというような形であれば、それも可能なかもしれませんが、しかし名寄市と風連町という人口の形態で言って、そうしたそのことが可能かどうか。例えば名寄市に全部合わせて、名寄市の条例その他すべてにもう風連町の方が合わせるといような形だったら、それもできるのかもしれませんが、そうしたことのつけ合わせ、或いは統一ということではいけばどうなるのか、そのあたりはどうなのですか。

今幹事長：今は合意に基づく条例の整備作業のことです。つまり制度ですね。それは先程申し上げましたように、17年3月までの議決までに、ほぼ出さろうという判断をしまして、それから作業を進めていけると、それは可能だというふうに私は考えております。事務事業の本数も1,214本というふうに前に報告をさせていただきました。多少土別、朝日とは違うようでございます。土別、朝日の方が何か、どういうカウントしているのかしりませんが、ちょっと多いようでございますけれども、それも含めて可能というふうに土別、朝日では判断をしているようでございます。

福光委員長：議会議員の定数及び任期の取扱い、さまざまなご意見が出されました。今

日のところは、それぞれの発言をいただいて、この後またそれぞれの立場で議論を重ねていて、次回の委員会でそうした積み重ねを提起していただければよろしいのかなと思っておりまして、今日のところはこれ以上深く、この定数と任期の問題についてはこの程度で終わらせたいと委員長は考えますけれども、いかがでございますか。

はい、斉藤委員どうぞ。

斉藤委員：斉藤ですが、ひとつは今、幹事長が土別、朝日の例を申されましたけれども、どうも法定協の内部での協議がいろいろ進んでいるようで、今のような9月1日の固定というのが、いろいろ論議で流動化しているというふうに私は伺っております。それがひとつですから、何か固定的な発言のようですけれども、そこはもう少し推移をしっかりと見る必要があるのではなからうかと、こういうのがひとつであります。

それからもうひとつは、風連の議員さんのお話を伺っておりますと、来年の9月に向けて現定数をどうあるべきなのか、そういう面では一定の削減の方向も含めた論議も進んでいると。また、新聞などを見ますと12月まででしたか、何か一定の方向を出したいというふうなことが報道されていたのを見た記憶があるのですけれども、そういう中で18年3月31日までに合併をすると、新市ができ上がるというときに、先程からのお話の中では富永さんだけでしたでしょうか、一定の特例を認めて、町民、市民の声を反映するようなこともと、こういう発言もあったのですけれども、逆を言えば、平たくといたしますか、わかりやすく言うと、そういう定数を一定の中で風連町さんは来年の9月に選挙をやられる。そして新市になる。そのときに特例をどういうふうに見るか。

すなわち名寄市の地方統一総選挙にまで特例として新しくなった定数に基づいて選出された風連町の議員の皆さんを、そういう形で一定特例というふうに認めていくという方向も住民のさまざまな意見などを反映していく上では、あってもいいのではないのかというふうなことは私は考えておりまして、何か在任特例をすることが富永さん言われるように、もっと説明が正確にされて、またどなたかもお話ありましたように、そもそも減るわけですから、そういう点で見た場合に、そういう在任特例と言いますか、すなわち風連町さんで言うと名寄の統一選挙までという約1年くらいになるのですけれども、1年なのです。3月にやればですよ。

そういうことがあるものですから、そういうふうな形でしっかり新議員で新しいまちづくりについての論議をしていくと、そして統一選挙に合わせてやるという、その期間、十分に住民合意を進めていく期間として見ていくという可能性もあるのではなからうかということ、あえて在任特例の問題が余り出ませんでしたので、私としてはやっぱりそういう論議の余地は十分にあるのだということだけ、ちょっと申し上げておきたいと思えます。

福光委員長：はい、幹事長。

今幹事長：幹事長の今ですけれども、先程ちょっと説明不足ございまして、土別、朝日の例でございますけれども、既に法定協議会での決定事項でございますが、表現としては17年9月1日を最終期限とすると、こういう表現になってございますので、含みとしては前倒しもあるという含みを残しているというふうに聞いてございまして、それ以外の議論については承知をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

福光委員長：はい、高見委員。

高見委員：恐れ入ります、何回も。まとめていただくの、ここで結論出るのはなくて、そのことで結構だと思うのですけれども、ただ、私は率直に言って、この議論を次回に持ち越して議論を出しても問題は17年9月で、合併の可能性があるとするれば、風連町さんの町議さんの改選期前に合併をしたら、新たな選挙になるわけで、ここでやろうということになると、これは在任特例の問題というのは、名寄の問題だけですし、これは余り議論なしに統一選挙で合併しましょうと、合併後の選挙ということも当然議論し合う。この期日をめぐって、仮に17年9月以降にずれ込んだと。風連町さんの例えば町議選挙が終わってから、合併になったら。そこのところで私は富永さんなり、あるいは名寄側の委員が言っている在任特例というのが、名寄と風連の選挙期日が違うところにひとつ大きな問題があって在任特例の議論というのが僕はあると認識していたのです。

ですけれども、18年3月まで行かないで限りなく早く、もっと言うとな決議を含めて17年9月まで、つまり風連町の町議会選挙の前に合併をすると、こういう決め方をするとこの問題というのは、私は在任特例の問題というのは極めてわかりやく、もう名寄側で決断すべきこと、名寄側が決断すべき課題なのです。

ですから、ここのところがファジーのまま、あいまいなまま行くと議論は、ぶり返った議論が私はされていくのではないかと思いますのですよ。定数問題そのものについては、もっとお互いに真摯に議論をして26と、あるいは22だとか20何ぼだとかという議論は、これは今の改選期に関係なく議論ができるけれども、在任特例の問題はその問題が絡んでくるのではないかと、私は強く思うのですよ。

ですから、これを余り先送りしても必ずこの在任特例の扱いと、名寄と風連の綱引きの問題ではなくて、私は真摯に議論をしていって、その問題は私どもも1年繰り上がって岡本委員が言われたように、何カ月か1年か繰り上がったから、短くなったからというような穴のこまい話ではなくて、これは真摯に議論していかなければならないですよ、名寄は。

ですから、そこは私はちょっと、若干の意思統一をきちっとしておかなければ、今後の議論がいかげなものになっていくのかなという感じがちょっとしましたので、すいません。ここで9月1日に、それではしましようということは言い切れないかもしれないけれども、そこを含んで次回を含めて議論をしっかりとしていかなければ、堂々めぐりになるかなという感

じをちょっとしたものですから、すいません。

福光委員長：中館委員。

中館委員：風連の中館でございます。

議員さんが議員の任期のことばかりで、町民に対してどういうアピールして、どう賛同を得るかという論議でないのですね。やっぱり一番大事なことは、ここで論議をしたことを町民に向かって町民に理解を得て、そしてやるのが本筋だと思うのですよね。個々に分けて今論議をしていますから、そういうことになるかと思うのですけれども、やっぱりもう少し別な角度で町民に向かってアピールするようなことでなければ、私は議員でないですから手前みそ、何言っているのだと思いますよ、本当に。

そうでなくて、やっぱりもう少しこの定数でも任期のことにしても、もう少し町民がどういうふうに理解をしてくれるのか、その辺のところをちょっと考えていただきたいと、そんなふうに考えます。

福光委員長：富永委員どうぞ。

富永委員：富永です。

ちょっと今、斉藤さんの方からも私の特例についての何か誤解があるように発言されたように聞きました。

それで、やっぱりこの問題、町民においても我々メンバーの中でも、多少認識のずれというのがどうしてもあるように思えてならないのですよ。

私は個人的に、これは参考までに聞いてほしいのですが、私は風連町の議員が来年の9月に選挙をやります。18年3月に正式に名寄市、風連町の合併が行われたとします。そのときに改めて首長さんを選ぶ、そして議員も全員すっきり26なら26に定数を決めて選挙をされるのであれば、風連町議会議員も名寄市議会議員さんも在任特例という言葉は全く発生しなくなりますよね。あえて私はそこまで風連町の9月に選挙を行って半年足らずの間に、かわいそうにという表現は非常に失礼ですけれども、風連町議員はもう一度、今度は非常に大きな器の名寄市議会議員というイスに向かってトライするわけですから、これは大変な覚悟がいます。

したがって、半年の間に風連町の議員だけ、ちょっとかわいそうだなという感じを私は個人的に持っていた。ですから、在任特例を使って、名寄の市議会議員さんも1年数カ月の在任特例を使って18年3月に合併しても、当然その以前に行った選挙で4年間の任期があるわけですから、その任期を行使してなぜ悪いのだと、私の理屈はそういうことです。

したがって、一般町民の皆さん、市民の皆さんに、風連町議会議員も来年の9月に選挙をやって、18年3月に合併はするけれども、名寄市の19年3月の地方統一選挙の任期にあ

わせて、その18年3月で1回任期が切れるというか、合併によって強制的に議席を失うことになるのですけれども、それは特例を用いて統一選挙まで延長しますよと。それは1年数カ月ですよと。これをきちっと町民に、市民に説明できれば、私は何も特例が悪だということにはならないだろうと。逆に私が一般的に、来年の9月に風連町の議員が選挙があるのだけれども、特例で選挙をやらないで、18年3月までに任期を自動的に延ばすのだというような誤解を受けているのではないかというふうに私は感じるのですよ。それに近い誤解をね。

ですから、その辺はちゃんと説明したら、何も在任特例というのは悪ではないと。ただし、最近のこの地区の近い町村の議会議員の定数問題等について、議会が中心になって議論をしていますから、マスコミはそれをおもしろおかしく書きますから、一般住民の抵抗は非常にこのことについてはアレルギーになっています。

ですから、この在任特例という言葉を使って、私がもし自分の考え方を、ご意見を申し上げるのであれば、その在任特例については議員の皆さんが自ら口に出さない方がいいのではないですかということ、前回の委員会で申し上げた。だから、我々が民間から選ばれている委員が、このことについて十分冷静に判断をして、地方統一選挙に合わせた方がいいなと、その方がみんなのためにハッピーだなという結論になれば、改めて議会の意見を聞いて、それでやったらどうだろう。それについて先程、前回の委員会もそうですけれども、定数26がありきというふうに先にもう自動的に何か定数を議論されていますけれども、選挙区はどうなっているのだと、選挙区制度はどうするのですかと、その方の議論を先にやらなければ、高見委員さんがおっしゃった将来方向としては、もう僕は素晴らしいことだと思いますけれども、ここはやっぱり1回目は選挙区を用いて26にこだわらず、場合によっては名寄20、風連10の30ぐらいはどうですかと、個人的に意見申し上げれば、そういう、ただし選挙区選挙をやるのであれば1期だけやったらどうでしょう。2回目からは、定数26なら26でいいではないですか。そして選挙区をなくしてやるということまで、我々法定協が議論できて、その筋道を描けるのであれば素晴らしいなと、個人的には思っていました。そこまでちょっとこの場所で言う行き過ぎかもしれませんが、個人的な考え方を、持っていたということをお知らせしておきたいと思います。

福光委員長：はい、木賀委員どうぞ。

木賀委員：風連の町議さんにお尋ねをします。来年の9月に選挙がありますが、今16ですが、定数を削減する意向の段階はどこら辺までお話が進んでおりますか。

福光委員長：はい。

中野委員：中野です。

話はまだそんなに進んでいません。この間、議会運営委員会に諮問しているので、その委員長は12月をめぐりに、12月の定例会で条例改正ですので、12月の定例会ということで今のところですね。

ですから、多少はこの合併の行方というか、定数部分を見つめているという部分もちょっと絡んではくるという部分は、当然ありますね。

福光委員長：よろしいですか。

他に発言ございませんか。

岡本委員どうぞ。

岡本委員：在任特例はどういうものかということ、ある程度市民は知っているということを僕は市民との対話の中から聞いて、それで今日発表しているのですけれども、富永さんのおっしゃるようなことでいけば、私たちが考えてきたような在任特例なら必要ないというような意見は、どこかに飛んでしまっているという感じがします。

福光委員長：よろしいですか。

他に発言ございませんか。

はい、林委員どうぞ。

林委員：今それぞれ名寄の議員さん方、風連の議員さんからの定数の話あった。私も先ほど佐藤委員が言われたように、ここの表というのは、これは既存の市の表なのです。そうですね。ずっと安定した状態で、それぞれの市が。

福光委員長：定数ですね。

林委員：ええ。これは民間でもそうですけれども、銀行でも会社でも合併したときの役員の定数というのは、べらぼうに増えるのですよ。それは何かというと、やっぱりその組織をきちっとまとめ上げていくということ、やっぱりそのぐらいの考え方がないと私は無理だと思う。名寄の議員さん方、非常に格好よく22人と言われたですね。その中で当然割り振るのだから、それで名寄の議会をまとめられるのならいいですよ。それならいいです。私は無理だと思う、はっきり言って。

これは言い過ぎかもしれないですけども、やっぱり民主主義の基本であって、合併した当初というのは、それぞれいろいろないざいことあるのだから、ある程度の人数をもってやらなければならないし、現職の方もいるし、新たに出られる方もいるのだけれども、やっぱりそういう中では一定の、富永さんが今たまたま数字を言われたですけども、私もそういう面を心配して数字的には、或いは場合によっては法定数を上回る場合だって、やっぱりあ

っても仕方ないのではないかというようなことを申し上げたということでございます。22人でやれたら、それは一番いいですよ。だけれども、現実に私は無理だと思います。

福光委員長：林委員から法定数を超えても、或いは富永委員から30人でもというようなお話がありましたけれども、現実にどんと選挙と、合併即選挙ということになれば、そういったことは自治法上からできませんよね。26という上限を超える。そのために特例というものがあるのですよね。

ですから、特例を例えば18年3月に合併したとすれば、いわゆる1年間の特例という形になりますか。そうすれば、風連の現有人数と名寄の現有22の人数とが、いわゆる1年間議員として議論ができるということになるだろうと思うのですね。

ですから、合併したときに特例を使わないで30ということにはならないし、数を増やすということとはできない。数を増やすとすれば特例を使うしかないということだけは、ご理解をいただきたいと思います。

ほかに発言がなければ、次回までにしっかりとそれぞれでまた議論をしていただいて、一定の程度の方針を改めてまた持ち寄るということで、今日のところは終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

なかなかこの問題については、先ほど富永委員からお話があったように、議員の側から発言をするのは大変なことですが、しかし議論をかみ合わせるために、あえて議員の考え方も聞かせていただきましたので、そのあたりのところではご理解をいただきたいと思います。1回、2回で果たしてまとまるのかどうか、私もちょっとそのあたりは予測がつかせんけれども、しかし一定程度、各委員の合意がとれるような形に持っていきたいと考えております。どうしても合意がとれない場合には、例えば運営小委員会に一定程度の諮問をするという方法もあるのではないかと思いますけれども、前回の当委員会でも委員長から申し上げましたように、できるだけこの小委員会の中で合意を見たいというふうに考えておりますので、次回までにしっかりと、それぞれの立場で意思の、ある意味での統一と言いますか、そういうものを図っていただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

継続協議事項であります第1号については、この程度で今日のところは終えたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：第2号の新規協議会事項、頭出しさせていただきたいと思いますが、若干時間8時を超えますけれども、新規協議事項の特別職の身分の取扱いですね。議会議員の問題についてもまだ結論は出ておりませんが、しかし特別職の身分の取扱いについては頭出しを今日のところでおきたいと思いますので、事務局の方から説明をさせていただきます。

中西事務局次長：ちょっとだけお時間をいただけますでしょうか。
事務局の中西です。

先程の、最初にお詫び申し上げますが、議会議員の数の調べでございまして、その中で18から16に動いたことに伴いまして、風連町さんの議員1人当たりの部分と対比が変わってまいります。大変恐縮ですが、次回までに新しいものをお出ししますが、風連町さんの13年9月で行いました時の議員1人当たりの人口でございますけれども、287になります。それに伴いまして名寄市との対比では3.38になります。

それから、今回参議選が行われまして改めて有権者の数が動きまして、この場合、今250と記載がありますけれども、これが281となります。対比につきましては3.57に変わります。次回に訂正後のものをお届けしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、協議の第2号ということで、特別職の身分の取扱いということでございます。2ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、特別職の中で常勤の特別職ということで、町長、助役、教育長、私どもで言えば現在は収入役がおりますけれども、それぞれの報酬額と任期を記載させていただいております。

それから、6月と12月に出しております期末手当の率について記載をしております。さらに寒冷地手当、これは世帯主とその他の職員に分かれておりますし、さらに扶養人数によって区分がございます。そのほかに基準額と加算額がございます。ここで風連と名寄の違いにつきましては、報酬の額の違い、さらに寒冷地手当の基準日と支給日に違いがございます。

他の先進の協議会の調整内容といたしましては、市長のほか常勤の特別職として助役、教育長を置く。この場合、先にお示しましたように、私どもの協議会の中では収入役を置かない組織を考えておりますので、こういう言い回しでは如何かと。

それから、任期については法令の定めがございますので、各法令の定めるところによると。報酬は、類似団体の報酬額を参考に調整する。

2番目といたしまして、議会議員の報酬でございますけれども、最初に任期を記載させていただいております。議長、副議長それから常任委員の委員長それから副常任委員長、議員の方、それから期末手当について載せております。名寄市と風連町の主な違いにつきましては、常任委員長、副常任委員長について別に額の定めがないということでございます。

それから、調整の具体的内容でございますけれども、報酬は、類似団体の報酬額を参考に調整する。それから、定数及び任期の取扱いは、議会議員の定数及び任期の取扱い、協定項目B-2でやっておりますので、別に協議すると、こういう調整内容で如何かということでございます。

3番目といたしまして、特別職の中に行政委員会というものがございます。この中に5つほどございますけれども、教育委員会の委員長、それから選挙管理委員会の委員長、委員長

代理、委員、それから公平委員会というものがございまして。それから、監査委員、農業委員会について、それぞれ風連町と名寄市を対比して載せております。額について大きく違うのは、監査委員の額が違うというのが読んでとれると思います。調整の具体的内容といたしましては、右に記載のとおりでございます。

それから、4番目、特別職の中で審議会・委員会というものがございまして。ここにかなり細かく載せておりますけれども、代表的なものについて、この前段で載せておまして、都市計画の審議会から次の4ページにかかる一番下の部分までについて、それぞれ対比して載せております。

それで、一番下の部分になりますけれども、自治法の138条を云々という部分がございます。基本的な報酬日額を風連町では2,600円、名寄市では4,000円と定めております。その自治法上の部分説明につきましては、4ページ一番横のところに設置の部分からと委員会委員の設置、それから専門委員について記載をしておりますので、ご一読をいただければと思います。

それから、それ以外の委員でございますけれども、類似機関があり、なしということで2段に分けて記載がございまして。名寄市と風連町で対比があるものについては人数を記載しておりますけれども、現実論、人数の記載がない部分につきましては、条例で何人以内と定めているもの、それから各組織を代表して、この委員会なり審議会を設けておまして、それが各組織の代表を若干名としていることで、人数が定まっていない部分もございまして、委員の数が入っていないものもございまして。名寄市と風連町の比較条例規則等から拾い上げて載せておりますので、差がございましてけれども、これから事務事業の一元化の中で、もう少し漏れているものもあつて、除かれるものも出てくると考えております。

ただ、風連町の就学指導委員会というものがございまして、その部分が7人という人数で、風連町の方にございまして。

それから、7ページになりますけれども、常勤の特別職にかかわる規定ということで何回も申し上げておりますように、新設合併では3役については、特別職は全員失職するということになります。市町村長につきましては合併の前日に失職いたしまして、50日以内に選挙が行われます。合併の日以後、新市の長が選出されるまでの間につきましては、両首長で協議した市長の職務執行者を置くことになっております。

それから、助役の場合につきましては、新市の首長が選挙され、且つ議会が正式に発足してから議会の同意を得て助役を選任することが適当であると、こういう定めがございまして。

収入役につきましては、従前は、欠けた場合については必ず職務を代理することが必要と定められておりましたけれども、このたびの自治法の改正におきまして、町村は収入役を条例で置かないことを定めることができましたが、これが10万以下の市についても拡大されております。そういうことで記載をしております。

それから、8ページの行政委員会の概要でございましてけれども、これは根拠法令ですとか権限ですとか委員の数、選任の方法、任期等について、一覧にして記載しているものでござ

いますので、ご一読をいただければと思います。

9ページでございますけれども、各行政委員会の身分の取扱いで、特に合併に伴ってどうするかということについて一覧にして記載をしております。代表として教育委員会、2市町の委員は失職いたしまして、失職した委員の10人から新市の職務執行者が5人の委員を臨時的に選任する。選任された委員の任期は設置後、最初に行われる市長選挙後に招集される議会の会期の末日まで。4番目として、教育長は選任された委員の互選により、当該委員のうちから定めた者、委員長に選任された者を除くということで定めがございます。その後に市長が議会の同意を得て任命することになります。その下に、最初に任命された委員の任期ということで、5人の場合についての任期を記載をさせていただいております。

以降、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、それからその後ろに農業委員会がございますけれども、農業委員会の場合はまだ在任特例等々について結論が出ておりませんので、

として記載をしておりますけれども、のところから入りますが、合併期日において職務執行者は関係条例を専決する事から、このような形の中で合併後の農業委員会の定めがございますし、固定資産の評価調査委員会につきましても、ここに資料に記載のような形で、合併の際については流れていくということになります。

それで、11ページになりますけれども、西東京市の例でございますが、一番最初にございますけれども、この四角の中の部分で西東京市はどういうふうに定めたかということでございますまして、市長のほか常勤の特別職として助役（副市長）、教育長を置くと。アといたしまして、任期は各法令の定めるところによる。イ、報酬は、現行報酬をもとに調整する。

といたしまして、議会議員の報酬額は、現行報酬額をもとに調整する。

といたしまして、行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。報酬額は、現行額をもとに調整する。

4番目といたしまして、審議会・委員会の附属機関は、次のとおり取り扱うものとする。アといたしまして、現に両市町に設置されており、新市においても引き続き設置する必要があるものは、原則として統合すると。イといたしまして、一方のみに設置されているものは、新市において速やかに調整する。ウといたしまして、人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。

5番目といたしまして、その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要があるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。このようなことで協議が整ったということで、この資料ができております。

以上でございます。

福光委員長：今、C-1であります特別職の身分の取扱いについて簡単に説明をさせていただきましたけれども、このことについて、ちょっとお聞きをしたいということがあればお受けをいたしますけれども、いかがでございますか。

（「なし」との声あり）

福光委員長：なければ、次回の委員会で第2号の新規協議事項であります特別職の身分の取扱いについて協議をしたいと思いますので、今日の資料をよく読んでいただいて、改めて皆様方と議論をしたいと考えております。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、今日議論をできませんでしたが、事務局の方から何かこれまで得られた情報やなどで説明がありますか。

今幹事長：両市町におきます農業委員会において、農業委員会事務局から北海道農業委員会から示されました合併時の制度について、お互いに説明会をしていると、この程度の情報でございます。

したがいまして、まだ議論も結論も至っていないということでございますので、状況だけお知らせします。

福光委員長：それでは、B項目の3であります農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次回にまた議論をしたいと思います。

今日のところ、協議事項につきましては以上で終わりたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

4. 事務事業一元化の取り組み状況について

福光委員長：なければ、次回の小委員会の開催について議題とさせていただきますけれども、事務局の方から。

中西事務局次長：事務局ですが、次回の日程に伴いまして、事務事業の一元化の作業状況がかかわってまいりますので、そこら辺の説明だけさせていただきますと思います。

得能事務局参事：ご苦労さまです。時間も押しておりますから、事務事業の現況についてのみご報告を申し上げます。

先程、幹事長の方から1,214項目の事務事業項目が上がっているとご報告をいたしましたけれども、その後、風連町と名寄市の機構の違い等により、一番合理的に協議ができる部分という形で少し統合等をいたしまして、全1,163項目、この項目について、明日から分科会の中で具体的に今後どうしていくのか、或いは現況がどうなのかというようなつけ合わせ、すり合わせを行っていくと、そういう状況でございます。

尚、1,163項目のうち、43項目が協議会の議決を得るもの、それから62項目が小委員会の議決を得るものとなっております。

ただし、これは小委員会に62本の項目が上がるということではなくて、例えば地方税の取扱いについて小委員会の中で方向づけをしていただきますと、税率の違いですとか、納期

の違いですとか、そういうものについては一定の方向が出るということでございますので、この62本の協議項目が小委員会に上がるということではございませんが、これらについては事務事業のすり合わせができ次第、こちらの方に関係議題として次回以降、提出をしたいと、このように考えておりますので、その点ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

福光委員長：事務事業の一元化につきましては、今、得能参事の方から説明があったように、改めて当委員会に提案があると思っておりますけれども、その時点でまた皆さんと協議をしたいと思っております。

5. 次回の小委員会開催について

福光委員長：それでは、5番目の次回の当委員会の開催について、事務局から。

中西事務局次長：次回の小委員会の会議でございますが、先程、得能参事の方から一部説明がございましたけれども、できるだけ小委員会に上げるもの、それから協議会で諮らなければならないものを優先して分科会の中で今やっていくことに明日からなっておりますので、それで次回の開催日なのですけれども、そこら辺も含めまして今月の29日、木曜日の日になりますけれども、6時から今度は名寄になりますから、市民文化センターの視聴覚室でおこないたいと思っておりますので、お諮りいただければと思います。

福光委員長：次回の開催については7月29日午後6時から名寄でということで、よろしゅうございますか。7月29日。決定させていただいてよろしゅうございますか。

はい。斉藤委員。

斉藤委員：名寄の斉藤ですが、どうしても夜でなければだめだというふうな内容なのか、日中といたしますか、夜なものですから、2時間という枠内では限られた論議なものですから、回数は相当やっているような気はするのですけれども、中身としてやはり審議する時間というのは少ないのではないかという気がするものですから、日中というのはどうしても無理なのかどうか、そこら辺ちょっとお諮りいただきたいと思うのですが。

福光委員長：今、斉藤委員から、夜でなくて日中の開催ということも考えられないのかというご意見ですけれども、それぞれお仕事を持っておられる方々にとっては、日中、時間を割くというのは大変だろうと思っておりますけれども、そのあたりのところのお考え、もし日中でも構わないというご意見でしたら、そうしたことの取り組みもしなければならぬのかなと考えてますけれども、如何でございますか。

はい、どうぞ佐藤委員。

佐藤委員：いろいろなお仕事を持っている方がいらっしゃいますので、私は今までのとおりでよろしいかなと思います。それで議論が深まれば、別に2時間でなくてもいいわけですから、ですからそれは昼間であろうと夜間であろうと、いろいろ経費の面は出てくるのかもしれませんが、それはやはりより多くの方が、基本は100%出席で進めていくべきですから、私は現行のままでよろしいと考えております。

以上です。

福光委員長：他に発言ございませんか。

(「なし」との声あり)

福光委員長：今、斉藤委員から昼間の開催はどうかという意見もありました。佐藤委員からは、夜でも2時間という時間にとらわれないで9時、10時までということもやっても構わないのではないかという意見がありました。これらにつきましては、斉藤委員、佐藤委員ともに考え方を示されましたので、また事務局と正副委員長とで調整をさせていただいて、どうしても昼間に開催しなければならないときも出てくるかと思っておりますので、そのときは各委員の皆様方にご理解をいただくような、そんな取り組みもしなければならないときが来るのかなと思っておりますので、最大限斉藤委員や佐藤委員のご意見を尊重しながら、ちょっと相談をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

福光委員長：それで、次回が7月29日と決まりましたけれども、8月に入りますと名寄市についても風連町さんにしてもお祭りが来ます。また、お祭りが終われば、すぐにお盆が来ますので、一定程度、次回、次々回の日程もあらあらこのあたりでどうかということ、ちょっとお諮りをしておいた方がいいのかなと思うのですが、委員長としては8月9日あたり。名寄市のお祭りが終わった後、お盆前、そのあたりに次々回の当委員会を開催をしてはいかがと思いますが、これも各委員のご都合もありますので調整が必要だと思っておりますけれども、そのあたりで7回目の委員会を開催したいと基本的に考えていることをご理解をいただいて、調整をさせていただきたいと思っております。それぞれ都合がありますので、だめな方はだめだと言っていただければ、まだ再度調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、一応今のところはそういったような考え方を持っているということをお伝えしておきたいと思っております。

6. その他

福光委員長：ということで、小委員会の開催については、終わらせていただいて、その他何かありますか。

事務局の方で、はい、どうぞ。

中西事務局次長：今、委員長の方から含みのあるお言葉だったのですけれども、建設の方の小委員会につきましても限られた日程の中で、この間、お盆とお祭りの間を縫うことになるものですから、8月に入ってから的小委員会につきましては事務局と委員長さんの方で、同じ日になるかもしれませんが、時間をダブらないような配慮の中で両方の委員会が見られるように調整を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

尚、およその目安でございますけれども、11日には第3回目の協議会をなんとか開催したいと考えております。実は、その前段には風連のお祭り、それから後段には名寄祭りが続いておりまして、その後、風連の行灯まつりがまた入ってまいります。その後、お盆にまた入ってしまう関係がありまして、なかなか日程調整が難しくなっておりまして、よろしくご理解をいただければと考えております。

福光委員長：復唱をしますけれども、8月11日に第3回目の合併協議会を開きたいということでございます。これは夜になるでしょうね。

それから、先程申し上げましたように、当小委員会としては7月29日の後、8月9日を何とか予定をしたいと考えていますので、一応メモをしておいていただきたいと思います。

では、また調整をさせていただきます。

はい、事務局の中西次長どうぞ。

中西事務局次長：すいません。8月の日程まで入ったものですから、今、協議会の部分まで、実はご予約していただきたいと申し上げましたけれども、幹事会内部の整理が実は済んでいない部分でございますので、これを目標に今、調整を図るということで、何せ8月につきましては皆さん、それぞれに行事をお持ちかと思っておりますので、そういうご理解をいただければと思います。今後調整して詰めてまいりまして、皆さんにご案内を差し上げたいと考えております。

福光委員長：名寄市議会の総務の委員会が視察に行って11日に帰ってくるというのですから、11日の晩だったらOKということだね。29日の開催の委員会は、私たち民政委員会も帰ってくる日なのですよね。ですから、その晩はあいているということで29日に設定しましたので、是非、総務委員会の方もそれでご理解をいただければと思います。調整をさせていただきますけれども、その合併協議会の方はね。

そういうことで、日程その他については終わらせていただいてよろしいですか。

(「はい」との声あり)

7. 閉 会

福光委員長：それでは、大変活発に議会議員の定数の問題や任期の問題についてご意見を出していただきました。これは議会側の考え方ということもひとつあるかと思いますが、しかし、最終的には一致できるものがあるというふうに考えておりますし、また一致しなければならないと考えておりますので、次回結論が出るかどうか、私もちょっと予測をしがたく思っておりますけれども、次回の29日までに今日議論をされた、発言をされたことを基にして、各委員の方々がまたそれぞれの立場で、また詰めていただいて、次回の委員会に臨んでいただき発言をしていただければと思っております。悩ましい問題いろいろとありますけれども、是非そのあたりのところは、それぞれの委員の方々の考えをひとつにまとめるような、そんな取り組みを是非お互いに行っていきたいと考えております。

ただ、委員だけでなく議会全体の問題にもかかわってきますので、風連町あるいは名寄市議会、そうした中で、またこの問題についても話し合いをしていかなければならないのではないかと考えております。

しかし、今日、出ました有識者委員の方々の発言を基に、またそれぞれの議会で議論をしていただいたり、或いは次回の委員会の中で議論をしていただきたいと思っております。冒頭、富永委員の方からも、この問題についてはなかなか議員の方から発言しづらいのではないかとご意見がありましたが、しかし、議会議員の立場でまたどういうふうに考えているかという意見も開陳していただかなければ、議論が深まらないと思っておりますので、お互いの意見を出し合って、そしてよりよい方向にいくように、住民の意思が十分伝わるような、そんな結論に導いていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを致します。

そうしたことで、委員会の議論だけで果たしてこの問題が解決つくのかどうか、ちょっと私も自信がございませんけれども、しかし、いろいろな形で場を持ちながら、これから一本化に向けての意見の調整をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

大変遅くまでご苦労さまでございました。

よろしくお願いを致します。